

本巢市庁舎建設基本計画及び基本設計業務 公募型プロポーザル質問回答書

NO.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
1	実施体制調書	様式第3	備考3にある添付する名簿について 例えば、1級建築士は〇〇名以上いますが、それら全員の分の名簿が必要でしょうか。その場合、国交省に提出している、指名願の技術者経歴書でよろしいでしょうか。	技術者全員分の名簿を提出してください。 質問事項にある経歴書でも可とします。 氏名、資格名称、登録番号が把握できれば、各企業でお持ちの職員名簿等でも可とします。
2	実施要領	P 4 6 (1)	参加表明書の提出 ウ.提出書類について 様式第1～5を1部、様式第2～5を9部。 各様式の後、各様式に係る証明資料を添付して提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領	P 4 6 (1)	参加表明書の提出 ウ.提出書類について 提出書類は、Wクリップ左綴じで提出するものと考えてよろしいでしょうか。	Wクリップ左綴じで可とします。 ファイルに綴じ込まない形態であれば、その他の物で左綴じしていただいても可です。
4	実施要領	P 9 11 ①	第一次審査の評価点について (1) 30点 (2) 30点 (3) 40点の判断基準における配点内訳についてご教示いただけませんか。	配点内訳につきましては、非公表とさせていただきます。

本巢市庁舎建設基本計画及び基本設計業務 公募型プロポーザル質問回答書

NO.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
5	提出書類作成要領	P 1	<p>様式第2②業務の完了が確認できる資料の写しについて</p> <p>業務完了届の写し（ただし、発注者の受領印等はありません）でよろしいでしょうか。</p> <p>あるいは、建築確認済証の写しでもよろしいでしょうか。</p>	<p>業務完了届の写しの場合、発注者が受領した旨がわかる物である場合は可とします。</p> <p>その他に、質問事項にある建築確認済証の写しや、PUBDISの登録情報の写し、公表されている記事でも可とします。</p>
6	実施要領	4 参加資格要件	<p>基本設計と実施設計を一連の業務として受注し、基本設計は完了しているが、実施設計は履行途中の場合、参加要件を満たしていると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	実施要領	5 業務実施上の参加条件	<p>複合用途の建物の場合、事務所部分の面積が5000㎡以上の場合、参加条件を満たしていると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>国土交通省告示第98号別添二の第四号の施設であると判断できれば、参加条件を満たします。図面等で確認できる書類を合わせて提出してください。</p>
8	実施要領	6 参加表明書	<p>各技術者の業務実績を証明する書類の写しは会社としての従事証明を提出することによろしいでしょうか。</p>	<p>可とします。</p> <p>PUBDISの登録がある場合は、その写しでも可とします。</p>

本巢市庁舎建設基本計画及び基本設計業務 公募型プロポーザル質問回答書

NO.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
9	実施要領	1 1 評価基準	配置予定技術者の同種業務実績とは、議会機能を持ち、行政事務室及び住民窓口を主とした庁舎だけでなく国等の合同庁舎、裁判所、警察署、消防署などの庁舎についても同種実績として評価していただけるのでしょうか。	提出書類作成要領（様式第4、第5）ア、イを参考としてください。
10	実施要領	1 3 失格条件（5）	この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。とありますが、審査委員及び関係者が非公表のため、現地調査等の際に接触する可能性があります。審査委員及び関係者を公表していただけないでしょうか。	関係者とは、本プロポーザル業務に関係している市職員（総務部）とします。 審査委員については、企画提案書の提出を要請する者へ後日示すこととします。 ※結果公表時には審査委員についてHP上で公表します。